

1 「統括医療法人（仮称）」制度の提案

2
3 2014年6月27日

4 公益社団法人 日本医師会

- 5
-
- 6 ● 2014年度から運用が始まる病床機能報告制度による情報を活用して、2015
-
- 7 年度以降、地域医療構想（ビジョン）を策定し、医療機能の分化・連携を
-
- 8 推進する。
-
- 9 ● 日本の医療を担ってきた地域の医療機関が、地域包括ケアシステムの構築
-
- 10 にむけてさらにその機能を発揮できるよう、健全な育成を推進する。
-
- 11 ● 以上の実現にむけて、日本医師会は、非営利原則を堅持しつつ、地域の医
-
- 12 療機関が有機的に連携できるよう「統括医療法人（仮称）」制度を提案する。
-
- 13

14
15 1. 統括医療法人のイメージ

- 16 ● 医療法に基づく医療法人の一類型である。理事長は、原則として医師
-
- 17 とする。統括医療法人の社員は、参加法人、及び個人立病院・個人立
-
- 18 診療所の開設者とする。
-
- 19 ● 参加法人は、医療法人または社会福祉法人であること。なお、社会福
-
- 20 祉法人は、病院、診療所または介護老人保健施設を開設している者に
-
- 21 限る。
-
- 22 ● 社員総会の議決権は、拠出・出資額、規模等にかかわらず一社員一票
-
- 23 とする。一社員一票のため、参加法人の関係者（役職員、親族等）は
-
- 24 社員になることはできない。
-
- 25 ● 特定の企業の影響下にある参加法人及び個人は、統括医療法人の社員
-
- 26 になることはできない。
-
- 27 ● 統括医療法人は配当を行ってはならない。また、統括医療法人と参加
-
- 28 法人との間、及び参加法人間で資金を融通する場合において、剰余金
-
- 29 等の配当とみなされる行為を行ってはならない。
-
- 30 ● 統括医療法人は、地域医療ビジョン及び「協議の場」の結果に従い、

1 またそのカバーする範囲は、当該法人が立地する地域医療ビジョンの
2 構想区域とする。

- 3 ● 大学法人は統括医療法人を設立することはできない。また、国立病院
4 機構や公的医療機関等が参加する場合には、本部機能から切り離す。

7 2. 統括医療法人の地域における非営利性の確保

- 8 ● 統括医療法人の設立・拡大にあたり、外資を含む金融機関等が深く関
9 与し、実質的に支配されることがないように、行政、地域の関係者等が
10 監視・評価できるよう仕組みを設ける。また、医療機関の不動産等を
11 担保とした資金調達により、統括医療法人の拡大戦略に走るようなこ
12 とは、地域医療の安定的確保の観点から認められない。

- 13 ● 都道府県知事は、統括医療法人及びその参加法人が営利性の高い特定
14 の者と関係が強いと認められる場合など、要件を満たさないときは設
15 立を認可しない。

- 16 ● 都道府県知事は、統括医療法人及び参加法人が営利性の高い特定の者
17 と関係を持つようになった場合、設立認可の取消の他、解散を要請す
18 ることや、役員解任等の必要な措置をとることを命じることができる。
19 さらに、それに従わない場合は業務停止命令等ができる。

- 20 ● 統括医療法人は、医療法人会計基準の「関連当事者」に関する規定の
21 開示を行う。

22 関連当事者とは¹

23 イ 関係法人(当該医療法人の役員職員等が他の法人の意思決定機関の
24 過半数を構成する場合の他の法人、他の法人の役員職員等が当該医
25 療法人の意思決定機関の過半数を構成する場合の他の法人、当該医
26 療法人と他の法人のいずれか一方が他方の資金調達額の過半の融
27 資(債務保証を含む。)を行っている場合の他の法人又は当該医療
28 法人と他の法人のいずれか一方が他方の意思決定に関する重要な

¹四病院団体協議会(会計基準策定小委員会)が取りまとめた「医療法人会計基準に関する検討報告書」

²医療法人会計基準(3)医療法人会計基準注解<注20> 関連当事者との取引の記載範囲について

1 契約を有する場合の他の法人を言う。以下同じ。)

2 ロ 当該医療法人と同一の関係法人をもつ法人

3 ハ 当該医療法人の役員及びその近親者(配偶者及び二親等内の親族を
4 言う。以下同じ。)

5 ニ 当該医療法人の役員及びその近親者が支配している法人

- 6 ● 統括医療法人は、株式会社を設立すること、株式会社の株主となるこ
7 とはできない。

8
9

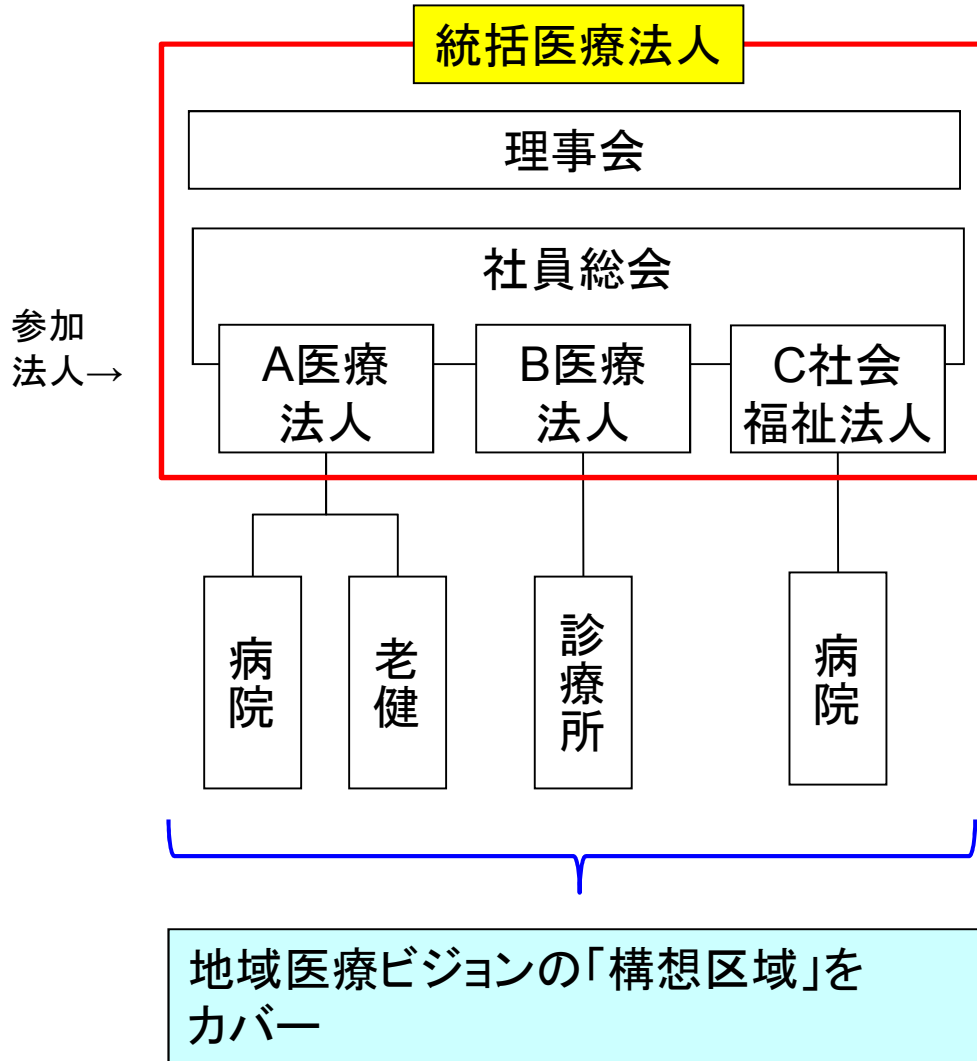
10 3. 統括医療法人の適正な運営の確保

- 11 ● 統括医療法人の設立・合併・解散は、都道府県知事が認可する。知事は、
12 認可・不認可の決定に当たり、都道府県医療審議会の意見聴取だけでは
13 なく、その審議結果及び「協議の場」の結果を最大限に尊重する。また、
14 地域医療ビジョン、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に
15 関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画も考慮する。
- 16 ● 地域の関係者で構成する委員会を設け、必要に応じて、その建議により
17 医療審議会の審議事項とする仕組みを設ける。
- 18 ● 統括医療法人の設立後も、地域医療ビジョンの実現のため、地域医師会
19 も参画する「協議の場」において統括医療法人の事業運営状況を評価す
20 る仕組みを設ける。また統括医療法人には、事業運営に当たり、「協議の
21 場」の協議結果の遵守を求める。
- 22 ● 外部監査を義務づける。
- 23 ● 地域住民等からの開示請求いかににかかわらず、財務諸表や事業報告書
24 等を、ホームページを含めて常時閲覧できるようにする。
- 25 ● 統括医療法人が財団の場合は、評議員に地域の関係者代表を加える。
- 26 ● 統括医療法人自体は、病院、診療所、介護老人保健施設を経営しない。

27
28

統括医療法人(仮称)のイメージ

統括医療法人には、地域医療ビジョン、地域医師会も参画する「協議の場」の協議結果の遵守を求める。



統括医療法人の参加法人は非営利法人(医療法人と医療機関を開設する社会福祉法人)。特定企業の影響の下にある法人の参加は不可。

情報開示の徹底と事後フォロー

- 財務諸表・事業報告書の開示
- 第三者が事業運営の状況を評価
- 外部監査の義務付け

都道府県知事が、統括医療法人の設立・合併・解散を認可。知事は、都道府県医療審議会からの意見聴取だけでなく、その審議結果を最大限に尊重し、かつ「協議の場」の結果の遵守を確認。